

立山町地域防災計画 概要版（案）

1 地域防災計画とは

1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、立山町防災会議が立山町で発生するおそれのある災害に関する事項を定め、地域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的として定めています。

1-2 計画の構成

計画は、現実の災害への対応に即した構成として、次の8編で構成されています。

第1編 総則	第2編 風水害編	第3編 火災編	第4編 事故災害編
第5編 地震災害編	第6編 雪害編	第7編 火山災害編	資料編

<立山町地域防災計画 ホームページ>

<https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/somuka/gyoseikakari/4/1/7214.html>

町ホームページ
QRコード



1-3 計画の基本方針

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、町、県、国、その他の防災関係機関及び事業者・住民が一致協力して災害対策を行うことが被害の軽減につながります。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があるため、町、県その他の防災関係機関は、相互に連携をとりながら、災害対策の基本方針を積極的に推進するとともに、防災情報を共有できるように必要な措置を講じます。

その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭におき、関係機関が一体となって事前防災に取り組みます。

2 総則

2-1 役割

町や住民、事業所等は、次に掲げる役割に努めるものとします。

区分	役割
町	(1) 防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。 (2) 町及び県は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。 (3) 町及び県は、事業所・企業に対し、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等に努める。
住民	(1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の飲料水・食料等を備蓄し、また、災害危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずる。 (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。 (3) 地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、町及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。
事業所等	(1) 町、県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化等に努める。 (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、防災力を向上させるとともに、町、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。 (3) 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め、事故災害の防止を図る。

2-2 立山町の災害特性

(1) 風水害等

本町において最も発生が予想されるのは台風や集中豪雨によってもたらされる水害ですが、ほかにも土砂災害、雪害、林野火災、火山災害など、様々な災害の発生が想定されます。

(2) 地震災害

富山県の地震被害想定によれば、本町に特に影響があると想定される地震は、「跡津川断層地震」及び「呉羽山断層地震」で、次のような被害が想定されています。

想定する地震	町内最大震度	人的被害（死者数）	建物被害（全壊）
跡津川断層地震	震度7	6人	520棟
呉羽山断層地震	震度6弱	1人	43棟

(3) ハザードマップ等

ハザードマップ（洪水、土砂災害、地震、ため池）、弥陀ヶ原火山防災マップは、町ホームページに掲載しています。

<立山町ホームページ 防災 ハザードマップ>

<https://www.town.tateyama.toyama.jp/benrinaservice/bosai/index.html>

町HP 防災
QRコード



3 計画的な災害予防対策

本町の災害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図ること等、災害への日常の備えについての防災計画を策定し、災害予防対策の効果的な推進に努めます。

3-1 町の防災機能の強化

町は、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い町土づくりを進めるとともに、災害への日常の備えについての防災計画を策定し、災害予防対策の効果的な推進に努めます。

(1) 災害危険地域の予防措置

- ① 県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進します。
- ② ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行います。
- ③ 危険箇所にある要配慮者施設に対する防災情報の周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努めます。

(2) ライフライン施設等の安全性強化

- ① 災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進めます。
- ② 都市計画にあわせて、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化します。また、発災後は上下水道一体となった対応に努めます。
- ③ 町は、上水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行います。
- ④ 中新川広域行政事務組合と協力し、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行います。
- ⑤ 町は、近隣市町村と災害時の廃棄物処理について、協力体制を整備します。

3-2 防災活動体制の整備

町は、次のような防災活動体制の整備に努めます。

- ・防災拠点施設の整備
- ・情報収集体制の強化
- ・航空防災体制の強化
- ・気象観測施設等の整備等
- ・広報活動体制の強化
- ・相互応援体制の充実
- ・資機材の整備
- ・災害対策本部体制の強化
- ・災害復旧・復興への備え
- ・連携の強化
- ・業務継続体制の確保
- ・通信連絡体制の整備
- ・緊急輸送ネットワークの整備

3-3 救援・救護体制の整備

発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、可能な限り被害の軽減を図るため、次のような救援・救護体制の整備に努めます。

- ・消防力の強化
- ・医療救護体制の整備
- ・指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保
- ・災害救援ボランティア活動の体制強化
- ・孤立集落の予防

3-4 防災行動力の向上

大規模災害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、町的確な災害対応に加えて、住民や事業所等の迅速な活動が不可欠となります。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めます。

(1) 防災意識の高揚

町をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努めます。

- ・町職員に対する防災教育・研修
- ・相談窓口の設置
- ・児童生徒等に対する防災教育
- ・災害教訓の伝承
- ・住民に対する防災知識の普及

(2) 自主防災組織の強化

町は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の配備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努めます。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めます。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努めます。

(3) 防災訓練の充実

町をはじめとする防災関係機関等は、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施します。

(4) 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な要配慮者を災害から守るため、安全確保対策を講じます。また、必要に応じて福祉避難所を設置し、要配慮者を受け入れます。

要配慮者と避難行動要支援者等の定義は下表のとおりです。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを担う団体や個人で、本町では、消防署、県警察、民生委員・児童委員、町内会・自治会区長、その他避難支援等の実施に携わる関係者

- ① 町は、在宅の要配慮者のための要配慮者支援全体計画（マニュアル）の作成及び避難支援体制の整備に努めます。
- ② 町は、要配慮者支援担当を設置するとともに、避難行動要支援者名簿等の作成、自主防災組織の連携・協力体制の整備等を行います。
- ③ 避難行動要支援者の避難支援を行うため、次のような名簿等の作成を推進します。

避難行動要支援者名簿	氏名、住所又は居住、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先 避難支援等を必要とする理由等を記載
個別避難計画	避難行動要支援者一人一人に対する避難支援の方法、避難経路等を定めた計画

- ④ 外国人の安全確保や支援を行うため、次の対策を実施します。
 - ・日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災に関する情報（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips：国土交通省観光庁」など）の紹介
 - ・指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示の推進
 - ・災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成
 - ・（公財）とやま国際センター内の富山県災害多言語支援センターとの連携

4 迅速かつ円滑な災害応急対策

大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたります。

4-1 広報・広聴活動

(1) 広報活動

- ① 災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を行います。
- ② 帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進するとともに、県が推進する徒歩帰宅支援ステーションの住民への広報を行います。
- ③ 多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため、Lアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めます。

(2) 広聴活動

町は、県と連携して、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動等を行います。

また、県や防災関係機関と緊密な連携を図り、住民の安否情報、住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行います。

4-2 避難情報の伝達・周知

住民に対する避難情報の伝達・周知の方法は、次のとおりです。また、避難の必要がなくなったときも同様に行います。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ・防災行政無線、サイレンによる伝達 | ・コミュニティFM、ケーブルテレビ、ホームページ等による周知 |
| ・消防車・広報車による町内巡回放送 | ・緊急速報メールによる周知 |
| ・消防団員による各戸伝達 | |
| ・自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達 | |

町が発令する避難情報は、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」があり、特徴は次表のとおりです。

避難情報	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する方は、安全確保できる場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる方は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともにそのいとまがない場合は生命を守る最善の行動をとる
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、生命を守る最善の行動をとる

4-3 避難誘導

(1) 町

避難情報が発令された場合、消防署及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導します。

(2) 自主防災組織

町、消防署、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行います。
この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮します。

(3) 避難住民の心得

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難します。

この場合、原則として徒歩による避難とし、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なものでないこととします。

(4) 屋内での退避等

屋外を移動して指定避難所等へ避難することが危険であり、屋内に留まることが安全と判断される場合は、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）を行うこととします。

4-4 指定避難所の開設・運営

指定緊急避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者について、応急的な食料等の配布を行うため、指定避難所を開設するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講じます。

(1) 指定避難所の開設

- ① 指定避難所の開設は、原則として、町が行い、住民等に対し周知徹底を図ります。
- ② 住民が自主避難で集まっている場合は、速やかに避難所開設の作業を行い、取りあえず体育館などの広いスペースに誘導します。
- ③ 町は、指定避難所の混雑状況などが住民にわかるように広報します。
- ④ 町は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にある施設も含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めます。

(2) 指定避難所の管理・運営

- ① 町は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営委員会を設置します。
- ② 必要に応じてNPOやボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を運営します。
- ③ 施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意します。
- ④ 指定避難所には原則として、避難所管理要員として町職員を常駐し、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたります。
- ⑤ 要配慮者への配慮や飼養されていた家庭動物等の保護等、必要に応じて生活環境の整備を図ります。

4-5 要配慮者の支援

要配慮者は、災害発生時において、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多いことから、災害発生時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要があります。

(1) 避難行動要支援者の安全確保

- ① 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行います。
- ② 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努めます。

(2) 在宅の要配慮者の安全確保

- ① 避難行動要支援者の避難について、町が作成した災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、避難行動要支援者の援護及び救護を行います。
- ② 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の要配慮者（特に、避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導、救助活動等に努めます。

(3) 社会福祉施設における要配慮者の安全確保

- ① 被災した社会福祉施設は、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行います。
- ② 必要に応じて救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行います。
- ③ 被災した社会福祉施設は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、町、県等に支援要請します。

(4) 病院等における入所者の安全確保

- ① 被災した病院等は、災害発生時に直ちに入院患者等の安否確認や避難誘導を行います。
- ② 必要に応じて救助機関等の協力を要請し、入院患者等の救助活動を行います。
- ③ 被災した病院等は、物資や医師・看護師等の不足数を把握し、中新川郡医師会、近隣施設、町、県等に支援を要請します。

(5) 学校・幼稚園・保育所（園）における生徒・児童・幼児の安全確保

- ① 生徒・児童・幼児が在（園）中・保育中に災害が発生したときは、あらかじめ定められた学校（園）・保育所（園）の防災計画に従い、保護に努めます。
- ② 登校（園）前の段階にあつては、校（園）舎の被害又は通学（園）路の状況及び教職員（保育士）の被災の程度により、校（園）長・保育所（園）長との協議の上、臨時休校（園）や臨時休所等の措置を執ります。

(6) 外国人の援護対策

- ① 自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア、地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努めます。
- ② 被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行います。
- ③ 被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談体制を整備します。
- ④ 携帯型翻訳機・アプリ等の活用を図ります。

(7) 宿泊者の安全確保

- ① 町内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努めます。
- ② 宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生したときは、あるいは発生するおそれがあるときには、消防本部に通報します。
- ③ 指定避難所等において支援が必要な場合、宿泊施設は町に支援を要請し、町は要請を受けたときは、可能な限り支援を行います。

(8) 飼養動物の保護等

- ① 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能と

するよう努めます。

- ② 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、県と連携して、獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努めます。

4-6 飲料水・食料・生活必需品等の供給

大規模な災害が発生した場合には、飲料水・食料・生活必需品の不足が予想されるため、町は災害予防対策により確保した備蓄品等を被災者に迅速に供給します。なお、住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行います。

(1) 飲料水の確保・供給

- ① 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行います。
- ② 町だけで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達します。
- ③ 町は、民間企業との間で災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでおり、協定企業からの飲料水の提供を受け、避難者に供給します。
- ④ 町は給水隊を編成し、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、町において給水車、給水タンク等により応急給水を行います。

(2) 食料の供給

- ① 炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給します。
- ② 炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施します。
- ③ 指定避難所において、事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者※を定め協力して行います。
※赤十字奉仕団、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等
- ④ 食料の給与は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者としませんが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者等の要配慮者へ優先的に供給します。
- ⑤ 指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

(3) 生活必需品等の供給

- ① 生活必需品等の給与又は貸与は町が行いますが、各現場において、事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者※を定め、協力して行います。
※民生委員、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等
- ② 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者が支給又は貸与の対象となります。また、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者等の要配慮者へ優先的に供給します。

5 速やかな災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指します。

5-1 被災者の生活確保

町は、防災関係機関及び各種団体等と協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、住民生活安定のための緊急措置を行います。

- ・生活相談
- ・生活福祉資金の貸付
- ・義援金、義援物資の受付・配分
- ・災害復旧資金の貸付
- ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
- ・失業者（休業者）の生活の安定対策等
- ・被災者に対する住宅復興に向けた支援
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・り災証明書発行の対応

5-2 中小企業、農林漁業者に対する支援

町は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図ります。

また、災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講じます。

・ 中小企業者への融資等

・ 農林漁業関係者への融資

緊急速報メール（エリアメール）を活用した災害緊急情報などの配信

町は、災害時の情報を住民にいち早く届けるため、通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）を導入し、災害発生時における避難指示などの緊急情報を、町内の携帯電話（一部非対象機種除く）の所有者に富山県総合防災情報システムを介して一斉配信しています。

① 町が配信する情報

避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」、その他の緊急かつ重要な情報

② 気象庁が配信する情報

緊急地震速報など

たてやまスマート情報システム（通称：スマート）

町は、LINEやメール、X（旧Twitter）等に一斉に情報配信を可能とする「たてやまスマート情報システム」の運用を行っています。

LINEやメールで町からの情報（緊急情報、行政情報ほか）を受信したい場合、下記の手順で登録を行ってください。

【登録方法】



LINEで登録する場合

下記QRコードを読み取るか、ID検索し、友だち追加してください。



ID検索で登録

@tateyamatown



メールで登録する場合

下記QRコードを読み取るか、以下アドレスに、空メールを送信してください。

▼スマートフォンの場合

▼ガラケーの場合



t-tateyama-town@sg-p.jp

「@sg-p.jp」または「tateyama-town@sg-p.jp」からの受信を許可してください。

※LINE及びメールで利用する場合は、配信カテゴリを設定する必要があります。

LINEの場合：友だち追加後に届いたURL（リンク先）をクリックし、希望するカテゴリを選択。

メールの場合：登録案内メールに記載されたURL（リンク先）をクリックし、希望するカテゴリを選択。



富山県 立山町

立山町地域防災計画 概要版 令和7年8月 発行
立山町防災会議

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

電話：076-463-1121（代表） FAX：076-463-1254